

公益財団法人秦野市スポーツ協会が実施するスポーツ教室事業
等中止基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公益財団法人秦野市スポーツ協会（以下「この法人」という。）が主催するスポーツ教室事業等を実施するに当たり、事業の開始前又は実施中に中止する場合に必要な事項について定める。

(スポーツ教室事業等)

第2条 この基準において、スポーツ教室事業等とは、公益財団法人秦野市スポーツ協会定款第4条各号に定める事業をいう。

(中止できる基準)

第3条 次に掲げる場合は、事業の開始前又は実施中に当該事業を中止することができるものとする。

- (1) 東海地震注意情報又は予知情報が発せられた場合
- (2) 東海地震以外の突発地震で、市内で震度5以上の地震が発生した場合
- (3) 大雨、洪水、暴風等の警報が発令された場合
- (4) 秦野市災害対策本部、秦野市危機管理対策本部等が設置された場合
- (5) 募集定員が決定されている事業で、応募者が少なく事業の実施に支障を及ぼす場合又は応募者が極端に少ない場合
- (6) その他、この法人が中止と判断した場合

(周知義務)

第4条 前条第5号に基づき中止できる事業については、募集時に中止する可能性があることをこの法人の広報紙等で周知しなければならない。

(最少催行人数)

第5条 第3条第5号で規定する応募者が極端に少ないために当該事業を中止できる場合の応募人員とは、4名以下または募集定員の20%未満の場合とする。なお、この場合、事業開始日の7日前までに参加申込者にその旨を通知しなければならない。

(参加費の返還)

第6条 事業の開始前又は実施中に当該事業を中止したときは、納入済みの参加費は中止した回数を開催予定回数で除した割合で算定した額(1円未満の端数は、切り捨て)を返還するものとする。ただし、参加費の返還をしない旨の事業募集をした場合はこの限りではない。これにより参加申込者に

何らかの損害があったとしてもこの法人はその責任を負わず、一切の損害賠償の責務はないものとする。

附 則

この基準は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年10月5日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。